高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成 28 年７月 14 日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　廣瀬　　博

記

１．⑶⑯レの次に次のとおり加える。

ソ　レンタカーでお得　北海道ＥＴＣふりーぱす

㈠　割引をする自動車

㈡に定める期間のうち連続する最大４日間から最大10日間までのいずれかの間に、㈢に定める適用区間を通行するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための東日本高速道路株式会社への申込みがなされている場合に限る。）。

㈡　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、連続する最大日数の別に次のとおりとする。

最大日数	軽自動車等	普通車
４日間	8,400円	10,500円
５日間	9,000円	11,300円
６日間	9,700円	12,200円
７日間	10,400円	13,100円
８日間	11,200円	14,000円
９日間	11,800円	14,800円
10日間	12,500円	15,700円

㈡　実施する期間

平成28年７月15日から同年11月９日まで。

㈢　適用区間

道央自動車道、札樽自動車道、道東自動車道、深川・留萌自動車道及び日高自動車道の全区間。

㈣　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してマイレージ割引を適用する。

１．のうち⑷を⑸とし、⑶の次に次のとおり加える。

⑷　高速道路における社会実験への料金適用についての特別措置

①　路外給油サービス社会実験に関する割引

イ　割引をする自動車

ニに定める指定インターチェンジから流出し、東日本高速道路株式会社が指定する給油取扱所において給油を行い、指定インターチェンジ流出後１時間以内に同一のインターチェンジから再流入し、かつ、順方向に通行するＥＴＣ車。

ロ　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用した後の料金の額は、イに定める自動車が指定インターチェンジで流出及び再流入せず、連続して走行した場合の料金と同額とする。

ハ　実施する期間

平成28年７月16日から平成29年７月15日まで。

ニ　指定インターチェンジ

磐越自動車道の新津インターチェンジ。

ホ　割引相互間の適用関係

本割引を適用した後の料金の額に、１．⑶に定める割引を適用するものとする。

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第 16 号

中日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」１．⑶に基づく社会実験として下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成 28 年７月 14 日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　宮池　克人

路外給油サービス社会実験に関する割引

１．割引をする自動車

４．に定める指定インターチェンジから流出し、中日本高速道路株式会社が指定する給油取扱所において給油を行い、指定インターチェンジ流出後１時間以内に同一のインターチェンジから再流入し、かつ、順方向に通行するＥＴＣ車。

２．割引を適用した後の料金の額

本割引を適用した後の料金の額は、１．に定める自動車が指定インターチェンジで流出及び再流入せず、連続して走行した場合の料金と同額とする。

３．割引を実施する期間

平成28年７月15日から平成29年７月14日まで。

４．指定インターチェンジ

高速自動車国道東海北陸自動車道の福光インターチェンジ

５．割引相互間の適用関係

本割引を適用した後の料金の額に、平成18年３月31日付け国道有第137号で許可を受けた「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する事業」のうち、別紙３料金の額及びその徴収期間１．⑵に定める割引を適用するものとする。

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成26年３月31日に西日本高速道路株式会社が公告した高速道路の料金の額及び徴収期間の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項に基づき公告します。

平成 28 年７月 14 日

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　石塚　由成